



マンガで解説!!

海外進出のための

投資協定 ハンドブック

目次

2 目次

3 はじめに

4-15 事例漫画

4-6 【事例漫画①】契約が守れなかった事例

7 【用語解説①】投資協定、義務遵守条項（アンブレラ条項）

8-10 【事例漫画②】海外でエネルギー投資をしてトラブルにあった事例

11 【用語解説②】日本企業支援担当官、公正衡平待遇条項、
最恵国待遇・内国民待遇

12-14 【事例漫画③】土地を取り上げられた事例

15 【用語解説③】収用、投資家対国家の紛争解決（ISDS）

16-17 実際に起きた投資紛争の解決事例

16 政府の約束不履行に対してISDSを用いて解決した事例

17 収用についてのトラブルに対して領事館の働きかけで解決した事例

18-19 投資関連協定に関する日本の締結状況

お問合せ先一覧

はじめに

海外に支店を作ったり、出資したり、様々な方法で海外に投資をし、事業拡大を図る企業は近年増えています。

他方で、残念ながら、展開先の国との関係で様々なトラブルに巻き込まれる事例もあります。

- ・ある国の企業や他国の企業には出ているはずの事業許認可が出ない！
- ・投資の際に約束した条件を破棄された！
- ・突然の制度や規制の変更で、事業の継続に影響！
- ・事業の利益を日本に送金することが制限された！
- ・土地の譲渡が求められた！補償も不十分！

といったような声が聞こえてくることも。

このような時、国による措置なので、投資家は何もできないのでしょうか。

日本は、多くの国との間で投資を保護するための協定を結んでいます。

投資協定は、企業が円滑な海外事業ができるよう、現地法人の設立・運営などの海外事業の自由化（参入障壁の撤廃）や保護について、国家間で合意した国際協定であり、投資活動を行う際に直面する先方政府の措置に対応するツールです。

投資協定について、「それって何?」、「実際どういった時に使えるの?」といった疑問を解決するために、本ハンドブックで、実際に投資関連協定を利用した3つの事例を漫画にして記載しました。

まず「海外進出のための投資協定ハンドブック」をお読みいただき、詳しい内容が知りたい場合は、経済産業省が作成している[「不公正貿易報告書」](#)もお読みいただくことをおすすめします。

日本企業の皆様が、海外で安心してビジネスをできるように、自分の身を守るすべとして、どうぞ投資協定を「お守り」にして、困ったときに思い出してみてください。



このパンフレットには、投資関連協定に定められている規定の内容も含まれますが、いずれの説明も日本が締結している特定の投資関連協定の解釈について日本政府の公式の見解を示すものではありません。

① 契約が守られなかった事例

投資家（日本企業A社）

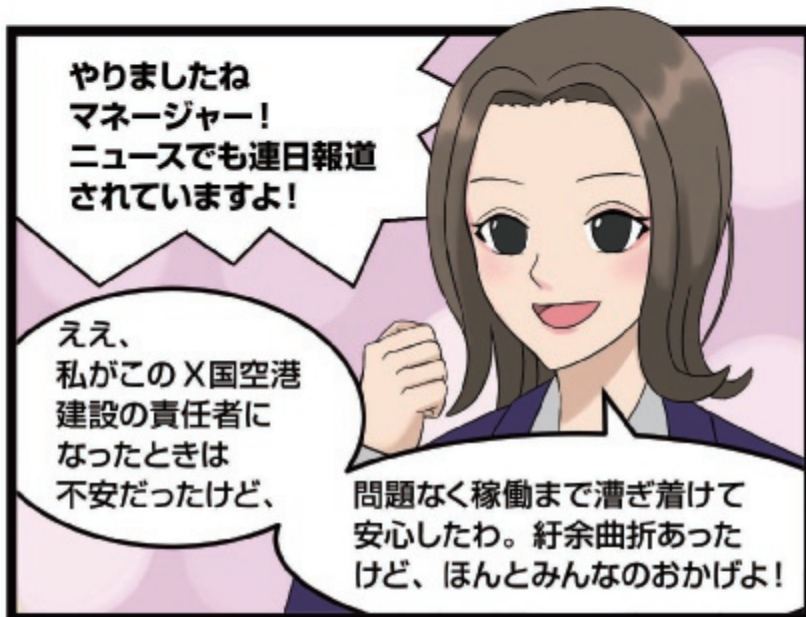
【主人公】
A社海外事業部
プロジェクトマネージャー
33歳

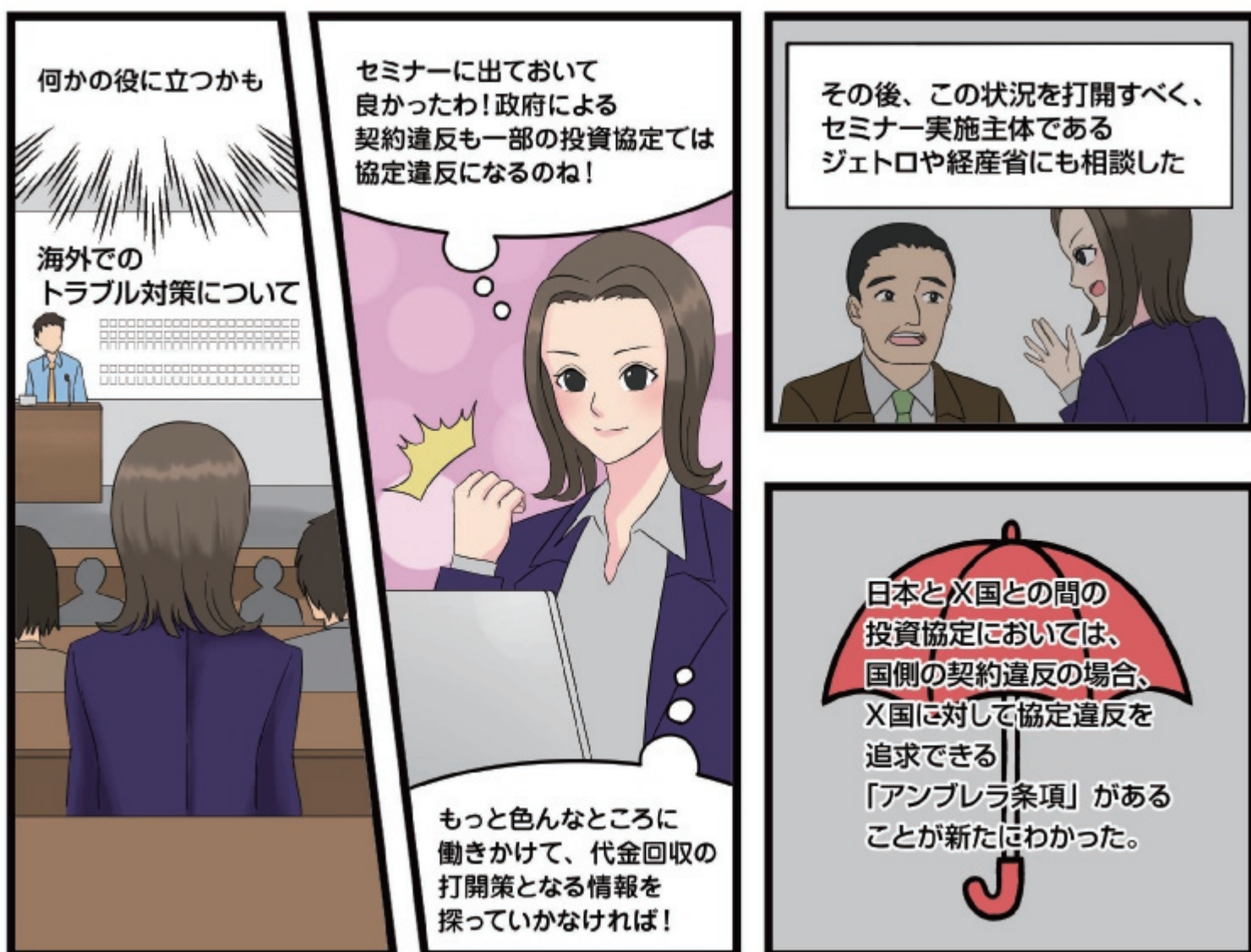
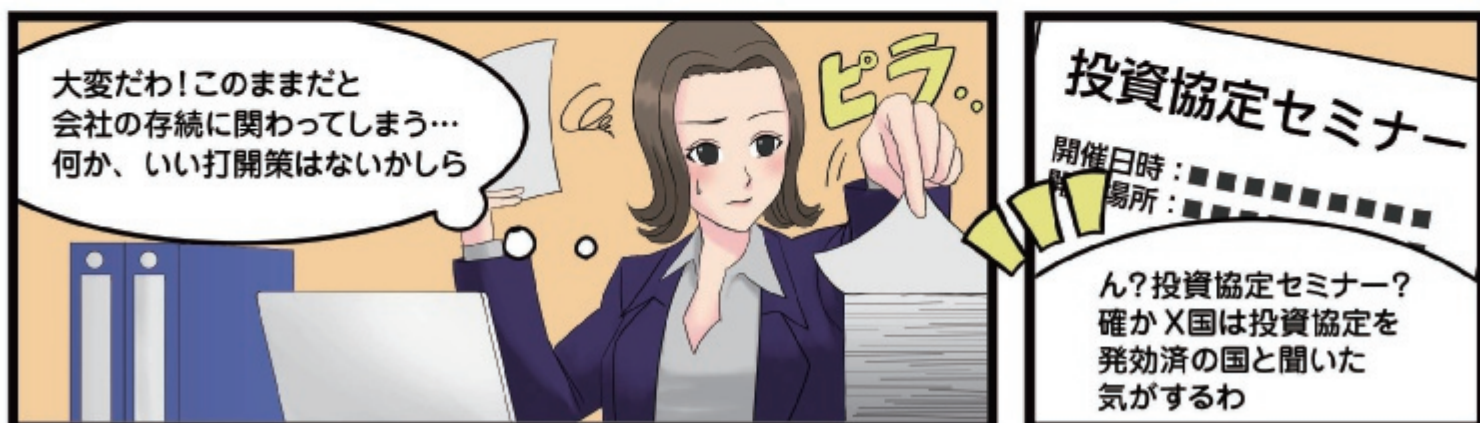
【人物像】
この度海外での空港建設
プロジェクトを見事にやり遂げた、
A社期待の
やり手女性マネージャー



投資受入国（X国政府）

X国は人口増加・経済発展に伴い、数年前から新たな空港建設を計画。
X国政府は新たな空港建設プロジェクトを行うパートナーとしてA社を選んだ。





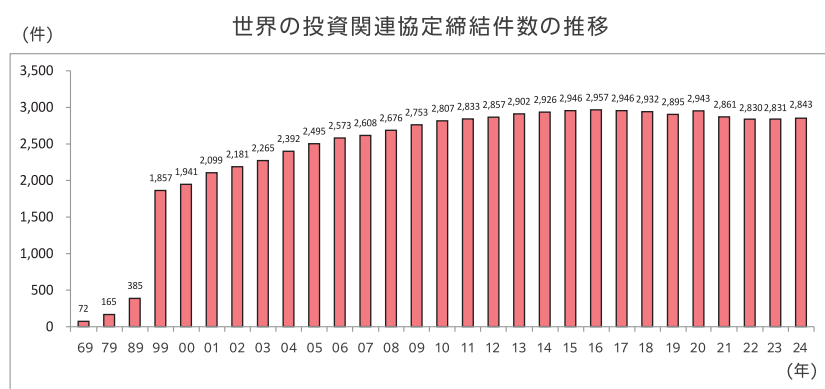


【用語解説①】

1.投資協定

1980年代以降、グローバル化に伴い世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を果たしています。こうした中で、各国間で投資財産を保護するための投資協定が締結されるようになりました。

実際に世界の投資協定数は大きく増加しており、2024年までに2,843本に達していて、国・地域別では、ドイツ、中国、スイス、トルコ、英国、フランス、エジプトといった国々が多くの国との投資協定を締結しています。



【出典】UNCTAD「World Investment Report」を元に作成



日本は、2026年9月末時点で61本の投資関連協定を締結し（このうち、58本の投資関連協定が発効済）、85の国・地域をカバーしています。これは今後も拡大することが見込まれます。

なお、投資協定はそれぞれ中身が異なりますので、投資協定を利用する際には、注意が必要です。

日本の投資協定については18,19ページの締結国の地図をチェック！

2.義務遵守条項（アンブレラ条項）

【投資の際に政府が約束した条件を破棄された！】

政府が投資家の投資財産または投資活動に関して負った義務（投資家との間の契約等）を遵守しなければならないことを定めた条項です。政府による契約不履行は、契約違反であると同時に、投資協定違反ともなります。したがって、投資協定違反の申立が可能となります。

なお、アンブレラ条項といわれる由縁は、この条項があることによって投資家との契約等を「投資協定の傘」の下に入れて保護を受けることが可能になるからといわれています。

②海外でエネルギー投資をしてトラブルにあった事例

投資家（日本企業B社）

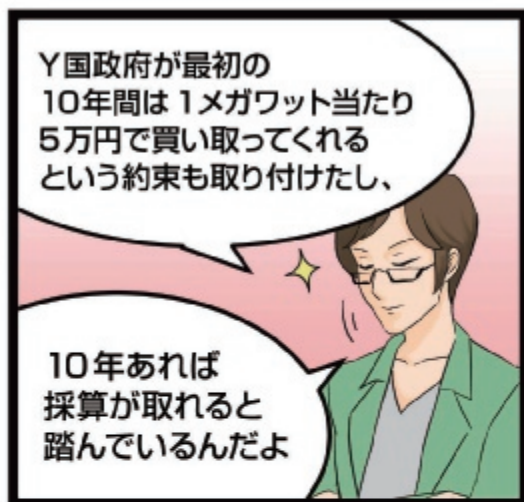
【主人公】
若干28歳で事業を興した
B社社長兼CEO

【人物像】
持ち前の頭の良さと
行動力を発揮して
海外にも進出を試みる
新進気鋭の切れ者若手経営者



投資受入国（Y国政府）

Y国は近年、グリーン電力の
推進を国策として進めている。
同国は晴天の日が多いため、
太陽光発電のインフラ整備に
力を入れている。



政府が更新の
条件として、

1メガワット3万円に
するように通告して
きたぞ！

えー！
先日社長が言っていた
5万円からは40%も
減額ですよー！？

それでは到底採算なんて
取れませんよね…

このままだと最悪撤退する
しかなくなるかもしれない…
この危機はなんとか
乗り越えなければ…

他のY国進出事業者からも
話を聞き、どの事業者も
Y国政府の対応について
頭を痛めていることがわかった

「大使館に働きかけてみてはどうか」と
助言を受け調べてみたところ、
Y国にも「日本企業支援担当官」が
いることがわかり、
相談してみることにした

在Y国
日本大使館

…そうなんですか！

政府の対応はこの国の成長を妨げる行為です
そのような事業許可の内容変更は、
「投資協定」の「公正衡平待遇違反」に
該当する可能性もあります

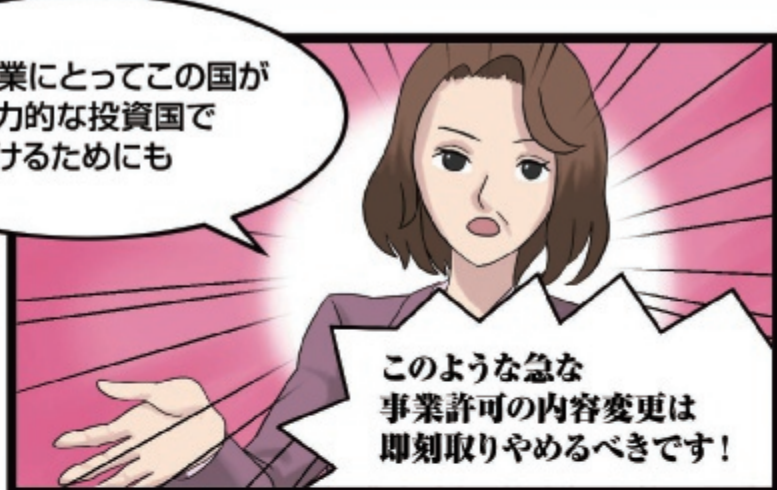
あらゆる日本企業がこの国の
発展のために貢献してくれているのに、
ビジネス環境を不安定にするような
対応は大問題です！
早速政府に申し入れします！

ありがとう
ございます！
宜しくお願いします！

その後、大使館は
Y国政府の担当高官と大使が面談する
機会を捉え、毅然とした対応で
この問題解決へ向け政府へ伝達し…



日本企業にとってこの国が
より魅力的な投資国で
あり続けるためにも



【用語解説②】

1.日本企業支援担当官

外務省は、ほぼすべての在外公館に「日本企業支援窓口」を設置し、現地に駐在する日本企業支援担当官が個別企業からの相談・支援依頼などに積極的に対応しています。

気になる人は以下ウェブサイトのリンクをチェック！

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_000526.html



2.公正衡平待遇条項 (Fair and Equitable Treatment)

【正当な理由なく事業許可の内容が変更され、利益が大きく落ち込んだ！】

【正当な裁判を受ける権利を制限された！】

相手国の投資家の投資財産を公正及び衡平に扱わなければならないという規定。具体的事案では、合理的な根拠がない差別的措置を投資受入国が行った場合や、裁判手続の著しい遅延があった場合などに当該義務違反が認められています。

3.最恵国待遇・内国民待遇

【他の国の企業しか参入許可がでない・・・】

【自国民が優遇されすぎて、

外資の我々はビジネスに入り込めない・・・】

■最恵国待遇義務

(Most-Favored-Nation Treatment)

相手国 (A国) の投資家及びその投資財産に対して、第三国 (B国) の投資家及びその投資財産に与えている待遇より不利でない待遇が与えられます。

■内国民待遇義務

(National Treatment)

相手国 (A国) の投資家及びその投資財産に対して、自国 (X国) の投資家及びその投資財産に与えている待遇より不利でない待遇が与えられます。



③土地を取り上げられた事例

投資家（日本企業C社）

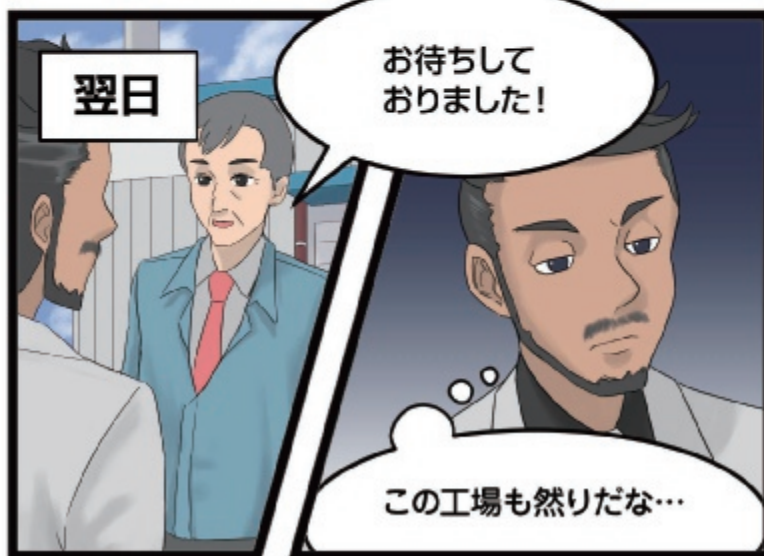
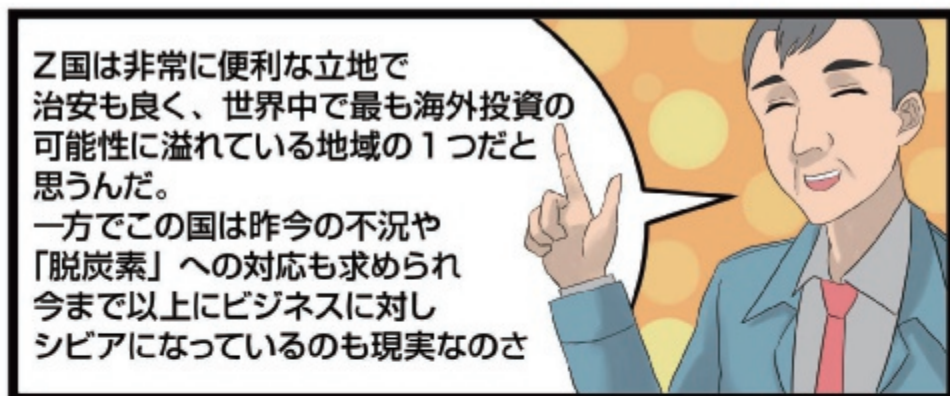
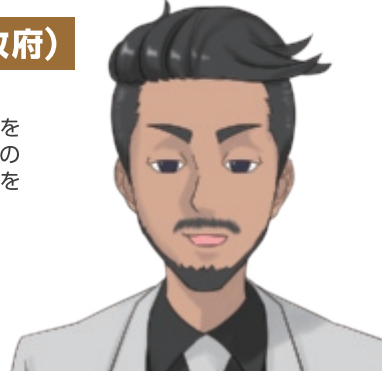
【主人公】
親から受け継いだ会社を
切り盛りする
C社2代目社長50歳

【人物像】
派手さはなくコツコツと
仕事をこなし
朴訥な雰囲気の中にも
厳しさを内に秘める苦勞人



投資受入国（Z国政府）

Z国は様々な国との
中継地として、各国から投資を
受け入れている。現在、世界の
注目を浴びる中で地球温暖化を
防ぐための施策について
積極的に取り組んでいる。



この地域は昨年政府が定めた
「グリーン環境促進強化法」に
基づいた指定地域です

よって法律により
工場の所有権は我が国の
国有企業に移転となります！

そんな
バカな!?

うちの工場は温室効果ガスの
排出量も低い数値で
安定しているはずだが…

政府としても、
何度も専門家に依頼して
調査済みです

この措置は適法です。
ただし即刻移転とする
代わりに補償金を出します

!!…冗談じゃない!
この工場を建設した際の
全コストの半分にも満たない
金額じゃないか

幾ら投資して
この国に進出したと
思っているんだ…

そうして
緊急の
社内会議が
行われた

その後も弁護士同行のもと、
今回の事例が突然の制度変更で
正当な手続きも踏まずに
補償も余りに不十分であると
何度もZ国政府に働きかけた。
しかし、一向に状況は変わらず…

…我が社の
命運に関わる
問題ですね

弁護士に相談したら
日本とZ国との間には
「投資協定」があり、

投資財産を
収用するには
一定の条件がある
ことが分かったんだ
これを盾に早急に
打開策を探ろう

弁護士との協議の末、
最終手段として、時間と費用がかかる
リスクはあるが、「投資協定」の
「投資家対国家の紛争解決 (ISDS)
条項」を利用することとなった。
この後、C社はZ国の収用措置を
投資協定違反であるとして中立的な
判断を求め国際仲裁を申し立てた

国際仲裁の場

最終手段の国際仲裁
しか、もう手立てが
ない…今日我が社の
命運が決まる

～により

～の為、

この収用措置は
投資協定違反と認定

〇〇ドルの
賠償を命ずる！



補償金もなんとか
納得のいく金額を
得ることができ、
ダメージも最小限に
抑えられ、
結果的には前を
向くことができ
一安心だな！

経済発展の可能性を秘めた
この国がよりビジネス展開しやすい
国となればいいですね。
そうすればお互いの関係が深まり
これからも日本企業が進出し
続けるでしょう！

世界では今 ISDS 条項に
基づく投資仲裁件数が
増加しています。
投資家はその利用も
含めたリスク対応を
考慮する時代なのは
確かですね

今回のことは社長の私を
はじめ社員全員が改めて
勉強になりましたよ！

リスク管理について学び、
会社の成長と共に私たち社員一同も
まだまだ成長しないといけませんね！

【用語解説③】

1.収用

収用とは、国・公共団体などが、公共の目的のために、土地などの特定物の所有権その他の権利を、所有者などの損失を補償することを条件として、強制的に取得することを指します。

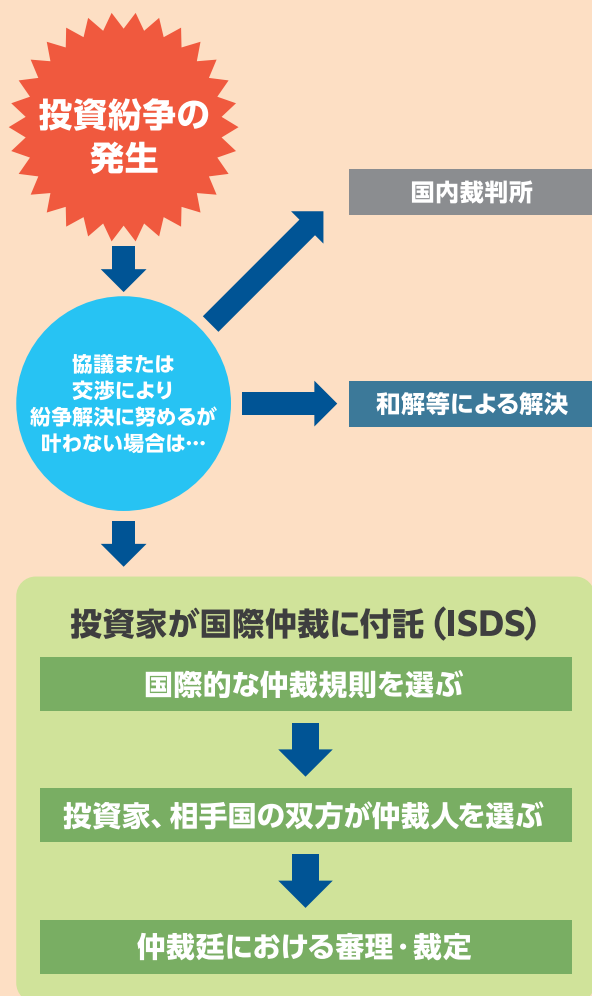
投資協定では収用が行われる条件を定めており、条件に合致しない場合には、投資協定の違反になります。

①公共目的、②正当な法手続、③差別的でない方法、④迅速かつ実効的な公正な市場価格に基づく補償を行う、の4つの条件があります。

また、上記のように所有権等の権利の剥奪ではなくても、許認可の剥奪や生産上限の規定などにより、企業の事業を阻害することによって事業不能とするような行為も、間接的な収用とみなされ上記と同じ条件を満たす必要がある場合があります。

2.投資家対国家の紛争解決 (ISDS)

投資家対国家の紛争解決 (ISDS) の仕組み



相手国の投資協定違反により投資家が損害を受けた場合、投資家は、恣意的な政治介入を受ける可能性の高い国や、司法制度が未確立な国の裁判所ではなく、独立の国際的な仲裁規則に基づき、投資家、相手国双方が選んだ仲裁人による中立的な仲裁廷に審理・裁定を求めることができます。



次のページで実際に起きた投資紛争の解決事例をご紹介します！

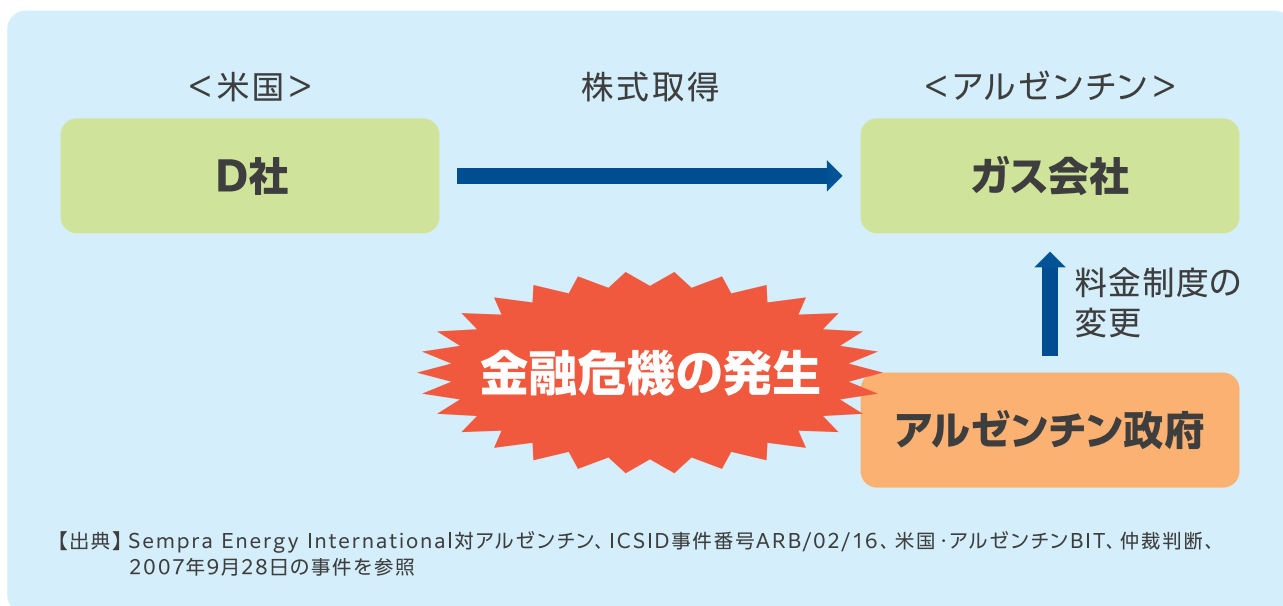
実際に起きた投資紛争の解決事例

1.政府の約束不履行に対してISDSを用いて解決した事例

- 米国企業のD社は、アルゼンチンにおけるガス事業の民営化を受け、株式を取得し、ガス配送事業を開始した。
- アルゼンチン政府は当時、法令に基づき、ドル建てで、かつ米国消費者物価指数の変化に対応する料金制度を設定していた。
- しかし、アルゼンチン政府は金融危機を理由に料金制度を変更。
- D社は、アルゼンチン政府の行為は、「約束を遵守する」という投資協定上の規定（アンブレラ条項）に反するとして仲裁を申し立てた。

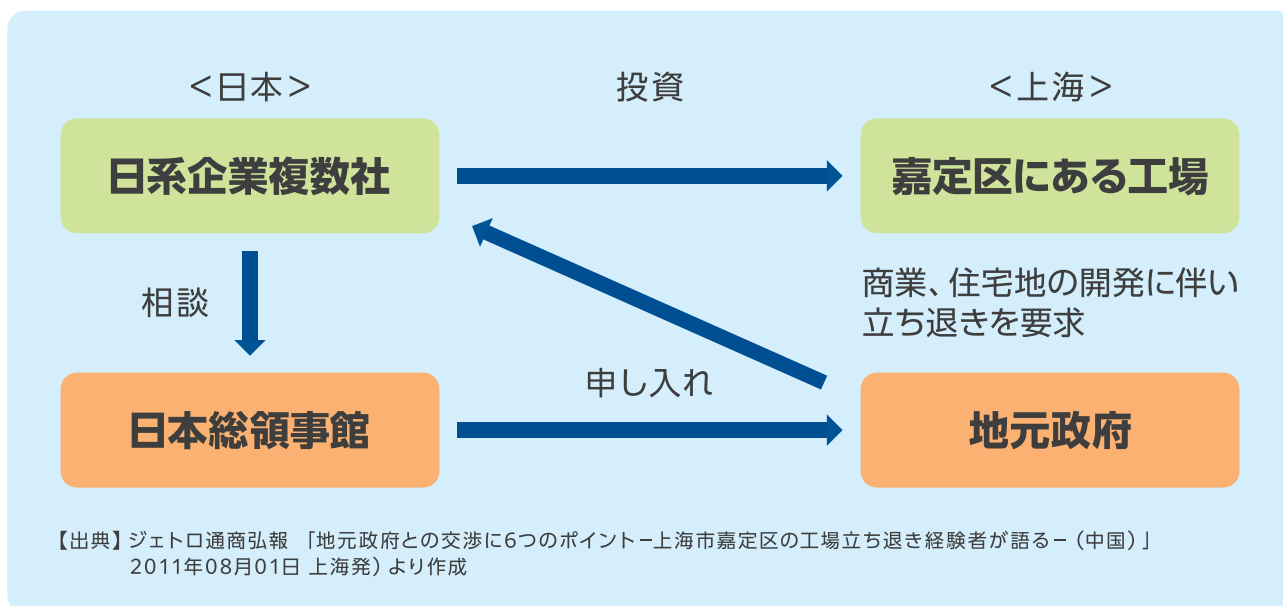
〈仲裁結果〉

- 上記の条文を踏まえ、結論として、アンブレラ条項違反を認め、賠償金の支払いを命じた。

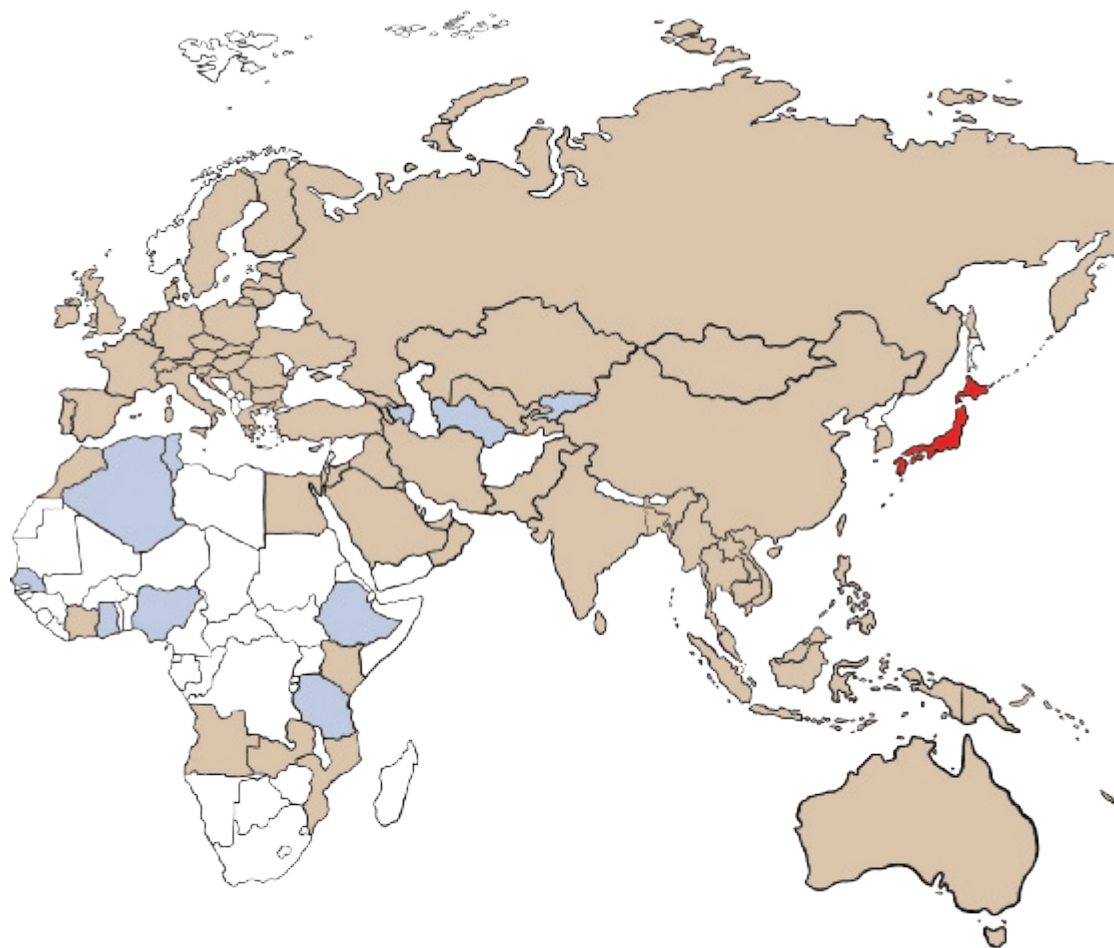


2.収用についてのトラブルに対して領事館の働きかけで解決した事例

- 上海市嘉定区に進出してまだ間もない日系企業十数社が2006年、商業・住宅地の開発に伴い、地元政府から立ち退きを求められた。
- 上海市の法令によると、移転に伴う操業停止補償として、立ち退き対象工場の建築面積1平方メートル当たり300～400元（当時レート1元＝約12.0円）の補償金しか認められない。
- 日系企業にとってはこれでは補償が十分ではなかった。
- このため、日本総領事館の領事が「日中投資保護協定に基づく適切な補償を得られるようにすべきだ」と主張。
- 日中投資保護協定には、国民と会社の投資財産が相手国で保護されるべきことが規定されており、土地収用などに当たっての補償の水準は「その措置が取られなかったとしたならば、当該国民および会社が置かれたであろう財産状況と同一の状況に当該国民および会社を置くものではない」と規定されている。
- 上記の働きかけなどにより、より市場価格に近い条件で補償を受けることができた。



参考 投資関連協定に関する



■ 発効済 () : 発効年

投資協定

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 エジプト (1978) | 22 カザフスタン(2015) |
| 2 スリランカ (1982) | 23 ウクライナ (2015) |
| 3 中国 (1989) | 24 サウジアラビア (2017) |
| 4 トルコ (1993) | 25 ウルグアイ (2017) |
| 5 香港 (1997) | 26 イラン (2017) |
| 6 バングラデシュ (1999) | 27 オマーン (2017) |
| 7 ロシア (2000) | 28 ケニア (2017) |
| 8 パキスタン (2002) | 29 イスラエル (2017) |
| 9 韓国 (2003) | 30 アルメニア (2019) |
| 10 ベトナム (2004) | 31 ヨルダン (2020) |
| 11 カンボジア (2008) | 32 アラブ首長国連邦 (2020) |
| 12 ラオス (2008) | 33 コートジボワール (2021) |
| 13 ウズベキスタン (2009) | 34 ジョージア(2021) |
| 14 ペルー (2009) | 35 モロッコ(2022) |
| 15 パプアニューギニア (2014) | 36 バーレーン(2023) |
| 16 クウェート (2014) | 37 アンゴラ (2024) |
| 17 イラク (2014) | 38 ザンビア (2026) |
| 18 日中韓 (2014) | 39 セルビア (2026) |
| 19 ミャンマー (2014) | 40 タジキスタン (2026) |
| 20 モザンビーク (2014) | 41 パラグアイ (2026) |
| 21 コロンビア (2015) | |

投資章を含むEPA

- 1 シンガポール (2002)
- 2 メキシコ (2005)
- 3 マレーシア (2006)
- 4 チリ (2007)
- 5 タイ (2007)
- 6 ブルネイ (2008)
- 7 インドネシア (2008)
- 8 フィリピン (2008)
- 9 スイス (2009)
- 10 インド (2011)
- 11 豪州 (2015)
- 12 モンゴル (2016)
- 13 CPTPP^(注1) (2018)
- 14 EU (2019)
- 15 ASEAN (2020^(注2))
- 16 英国 (2021)
- 17 RCEP協定^(注3) (2022)

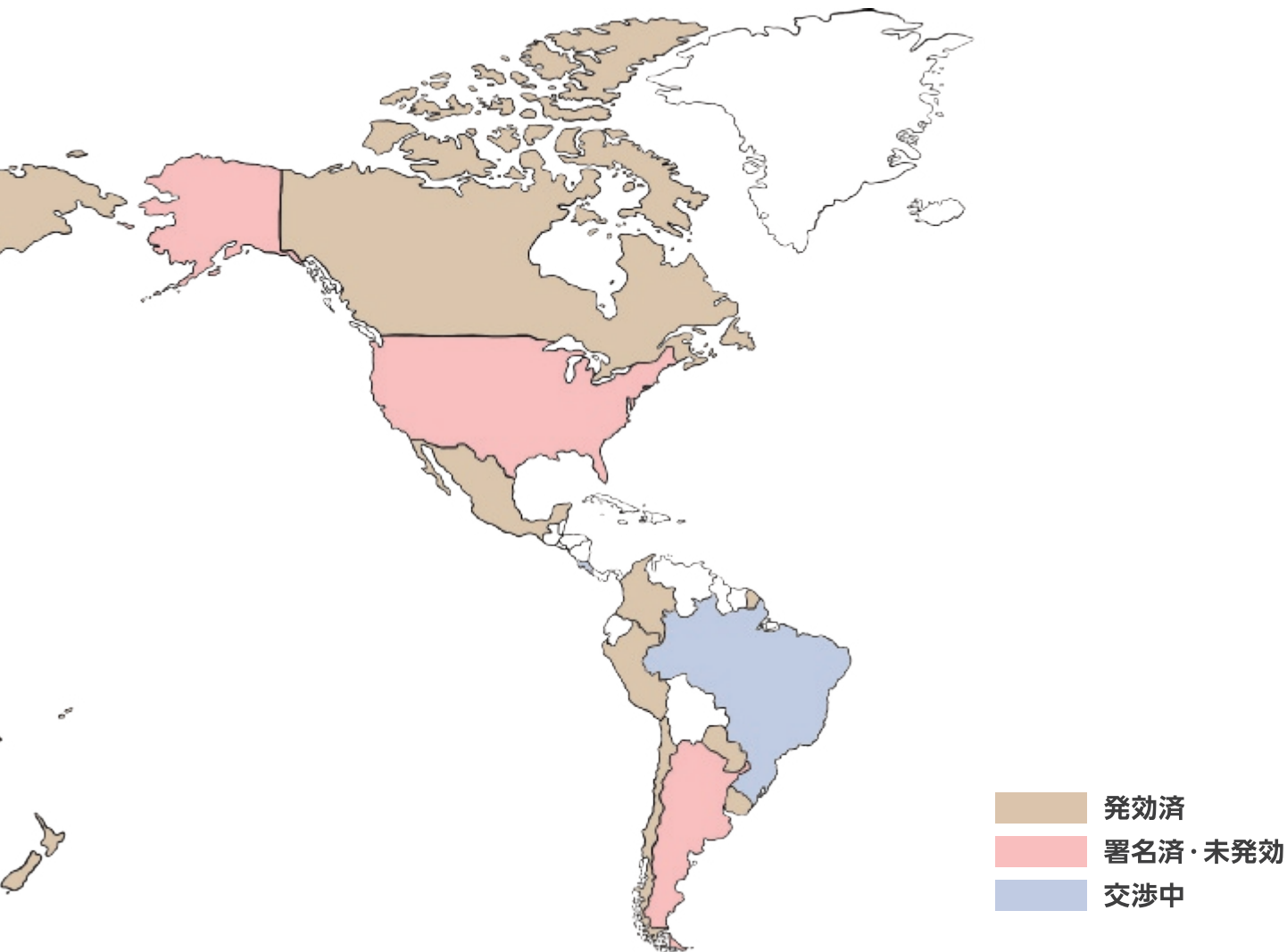
(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め(自由化型)を作成。

(注1) CPTPP:環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

(注2) 改正議定書の発効年

(注3) RCEP協定:地域的な包括的経済連携協定

日本の締結状況 (2026年9月末現在)



■署名済・未発効

- 1 TPP協定^(注4) (2016年2月署名、承認済) (EPA) 3 バングラデシュ (2026年2月署名、未承認) (EPA)
2 アルゼンチン (2018年12月署名、承認済)

(注4) TPP協定：環太平洋パートナーシップ協定

■交渉中 (未署名)

投資協定

- | | | |
|------------|----------|---------------|
| 1 アルジェリア | 6 セネガル | 11 アゼルバイジャン |
| 2 カタール | 7 キルギス | 12 ウクライナ (改正) |
| 3 ガーナ | 8 ナイジェリア | 13 チュニジア |
| 4 タンザニア | 9 エチオピア | |
| 5 トルクメニスタン | 10 EU | |

投資章を含むEPA/FTA

- 1 GCC
2 日中韓
3 トルコ
4 アラブ首長国連邦
5 メルコスール
(参考) CPTPP加入交渉：コスタリカ・ウルグアイ

お問い合わせ先一覧【最寄りの国内窓口にお問い合わせ下さい】

JETRO

■東京本部 相談窓口 海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課 TEL.03-3582-5651

■大阪本部 相談窓口 ビジネス情報課 TEL.06-4705-8606

■各貿易情報センター

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
北海道	Tel: 011-261-7434	三重	Tel: 059-228-2647
青森	Tel: 017-734-2575	滋賀	Tel: 0749-21-2450
岩手	Tel: 019-651-2359	京都	Tel: 075-341-1021
仙台	Tel: 022-223-7484	神戸	Tel: 078-231-3081
秋田	Tel: 018-865-8062	奈良	Tel: 0742-88-0070
山形	Tel: 023-622-8225	和歌山	Tel: 073-425-7300
福島	Tel: 024-947-9800	鳥取	Tel: 0857-52-4335
東京	Tel: 03-3582-4953	島根	Tel: 0852-27-3121
茨城	Tel: 029-300-2337	岡山	Tel: 086-224-0853
栃木	Tel: 028-670-2366	広島	Tel: 082-535-2511
群馬	Tel: 027-310-5205	山口	Tel: 083-231-5022
埼玉	Tel: 048-650-2522	徳島	Tel: 088-657-6130
千葉	Tel: 043-271-4100	香川	Tel: 087-851-9407
横浜	Tel: 045-222-3901	愛媛	Tel: 089-952-0015
新潟	Tel: 025-284-6991	高知	Tel: 088-823-1320
山梨	Tel: 055-220-2324	福岡	Tel: 092-471-5635
長野	Tel: 026-227-6080	北九州	Tel: 093-541-6577
諏訪	Tel: 0266-52-3442	佐賀	Tel: 0952-28-9220
富山	Tel: 076-415-7971	長崎	Tel: 095-823-7704
金沢	Tel: 076-268-9601	熊本	Tel: 096-354-4211
福井	Tel: 0776-33-1661	大分	Tel: 097-513-1868
岐阜	Tel: 058-271-4910	宮崎	Tel: 0985-61-4260
静岡	Tel: 054-352-8643	鹿児島	Tel: 099-226-9156
浜松	Tel: 053-450-1021	沖縄	Tel: 098-859-7002
名古屋	Tel: 052-589-6210		

経済産業省

■通商政策局 経済連携課 投資班 TEL.03-3501-1595